

(部 内 限)

海軍公報 (部内限) 第三千七百八十二號

昭和十六年五月一日(木)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第三四五〇號

當分ノ間特殊ノ材料物品ニ付海軍省經理局長ヲシテ臨時軍事費造船造兵及修理費又ハ同營繕費ヲ以テ準備購入ヲ爲サシム

前項ニ依リ準備購入シタル材料物品ハ必要ニ應ジ造船、造兵、土木、建築等ノ工事其ノ他ノ用途ニ之ヲ使用スルコトヲ得

準備購入シタル材料物品ノ出納命令官及會計官吏ハ特ニ別紙ノ如ク之ヲ定ム

準備購入スル材料物品ノ品種、之ヲ使用スル場合ノ取扱其ノ他ニ關スル整理手續ハ海軍省經理局長ヲシテ之ヲ定メシム

昭和十六年四月二十一日

海 軍 大 臣

附 則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

(別表添)

○通 牒

海人機密第一號ノ一〇五

昭和十六年四月三十日

海軍省 人事局長

各鎮守府參謀長殿

航空機新搭乗員特別教育實施ノ下士官及兵ノ身上取扱ニ關スル件廢止ノ件申進

昭和十三年海人機密第一號ノ二二六ヲ以テ申進ノ首題ノ件ハ廢止セラレ候條了知相成度

(内令提要卷一、六七三頁参照) (谷部三勲藏)

經物機密第八號

官房機密第三四五〇號ニ依ル準備購入材料物品整理手續左ノ通定ム

昭和十六年四月二十一日

海軍省 經理局長

海軍公報(部内限) 第三千七百八十二號

昭和十六年五月一日

五三三

準備購入材料物品整理手續

- 一 準備購入材料物品ノ品種ハ其ノ都度之ヲ通知ス
- 二 經理局長準備購入契約ヲ爲シタルトキハ契約書ノ寫ニ「準備購入」ノ朱印ヲ押捺シ速ニ之ヲ準備購入材料物品會計官吏(以下供給會計官吏ト稱ス)及要スレバ其ノ供給ヲ受クベキ會計官吏(以下受入會計官吏ト稱ス、準備購入材料物品ノ供給ヲ受ケタル會計官吏亦同シ)ニ送附スルモノトス
證憑書類トシテ會計検査院ニ提出スベキ契約書又ハ其ノ寫ニモ亦「準備購入」ノ朱印ヲ押捺スルモノトス
- 三 供給會計官吏ニ於ケル準備購入材料物品ノ整理ハ購入單價ニ依ルモノトス
供給會計官吏準備購入材料物品ニシテ購入ト同時ニ官給スルモノ又ハ官給ノ爲購入後一時民間會社等ニ保管セシムルモノニ付テハ原簿記帳ヲ省略シ適宜ノ帳簿ヲ設ケ之ガ受拂ヲ整理スルコトヲ得ルモノトス
供給會計官吏準備購入材料物品ニシテ直接受入會計官吏ニ納入セシムルモノニ付テハ物品整理ヲ省略スルコトヲ得ルモノトス
- 四 準備購入材料物品ヲ使用セントスルトキハ供給會計官吏ヨリ保管轉換ヲ受クルモノトス
前項ニ依ル保管轉換票及領收票ニハ契約番號ヲ朱記シ「準備購入」ノ朱印ヲ押捺スルモノトス
受入會計官吏前號第三項ニ依リ物品整理ヲ省略セル準備購入材料物品ヲ受入ルルトキハ納票ニ依リ之ガ手續ヲ爲シ受入票ニハ契約番號ヲ朱記シ「準備購入」ノ朱印ヲ押捺スルモノトス
- 五 受入會計官吏ハ毎月別紙様式第一ノ「準備購入材料物品受入報告」三通ヲ調製シ一通ハ出納命令官ヲ經テ受入ヲ爲シタル經費ノ支出官(以下受入支出官ト稱ス)ニ、一通ハ供給會計官吏ヲ經テ經理局長(以下供給支出官ト稱ス)ニ夫々翌月十日迄(三月分ニ對シテハ四月五日迄)ニ、他ノ一通ハ會計検査院ニ翌月二十日迄ニ之ヲ提出スルモノトス
受入會計官吏ハ「準備購入材料物品受入報告」ニ記載シタル各品種ノ内容ヲ原簿又ハ補助簿ト直ニ對査シ得ル如ク適宜ノ方法ニ依リ處理シ置クモノトス
- 六 供給會計官吏ハ前號ニ依ル「準備購入材料物品受入報告」ヲ調査シ之ニ供給ヲ爲シタル臨時軍事費ノ科目(目)ヲ朱記スルモノトス

- 七 供給支出官ハ「準備購入材料物品受入報告」ニ基キ受入支出官ニ對シ其ノ月二十日迄(三月分ニ對シテハ四月十日迄)ニ支出官事務規程第七號書式ノ「返納告知書」ヲ發付スルモノトス
- 前項ノ「返納告知書」ニハ別紙様式第二ノ内譯書ヲ添付スルモノトス
- 八 受入支出官前號ニ依ル「返納告知書」ヲ接受シタルトキハ「準備購入材料物品受入報告」ト對查シ小切手ヲ振出シ其ノ月末日迄(三月分ニ對シテハ四月十五日迄)ニ日本銀行ニ拂込ムモノトス
- 九 供給支出官ハ準備購入材料物品ノ供給ニ基ク其ノ月分ノ戻入額ヲ受入支出官及受入經費(項)毎ニ朱記シタル「特別戻入額内譯書」ヲ支出證憑書類ニ添付スルモノトス
- 「準備購入材料物品受入報告」ハ之ニ戻入濟ノ旨及其ノ月日ヲ朱記シ證憑書類ト爲スモノトス
- 供給支出官ハ前二項ニ依ルノ外毎月分ノ準備購入代金支出額ヲ契約番號毎ニ朱記シタル「準備購入支出額内譯書」ヲ支出證憑書類ニ添付スルモノトス
- 十 受入支出官ハ準備購入材料物品ノ受入ニ基ク其ノ月分ノ返納額ヲ小切手番號及返納經費(項)毎ニ朱記シタル「特別返納額内譯書」ヲ支出證憑書類ニ添付スルモノトス
- 「準備購入材料物品受入報告」ハ之ヲ日本銀行ノ領收書ニ添付シ證憑書類ト爲スモノトス
- 十一 戻入額ハ購入代金ノ支出額ニ一致セシムルコトニ特ニ留意スルモノトス
- 準備購入材料物品ニ生ジタル損減額ハ之ヲ缺損トシテ處理スルモノトス
- 十二 受入經費ガ臨時軍事費ナル場合ニハ前各號ニ依ル定額戻入ノ手續ハ之ヲ行ハズ豫算ノ移用又ハ流用増減ノ手續ヲ執ルモノトス但シ移用又ハ流用増減ノ額ニ付テハ第九號第一項又ハ第十號第一項ノ規定ヲ準用スルモノトス
- 十三 工作廳ニ於テ準備購入材料物品ヲ使用セントスルトキハ工廠資金ヲ以テ受入ルルヲ例トス
- 十四 準備購入材料物品中土木建築材料物品ハ之ヲ昭和十五年六月二十六日官房機密第四四二六號ノニ依リ現ニ準備購入ヲ爲シツツアル土木建築材料物品ノ會計官吏ニ直接納入セシムルヲ例トス
- 前項ノ場合ニ於テハ前各號ノ規定ヲ準用スルモノトス

- 十五 本手續ハ昭和十五年六月二十六日官房機密第四四二六號ノニ依リ現ニ準備購入ヲ爲シツツアル土木建築材料物品ヲ使用スル場合ノ取扱其ノ他ニ關シ之ヲ準用スルモノトス
- 十六 供給支出官ト受入支出官トガ同一人ナルトキモ仍定額戻入ノ手續ニ依ルモノトス
- 十七 供給會計官吏ト受入會計官吏トガ同一人ナルトキハ保管轉換票ニ添付スベキ内譯書ハ之ヲ省略スルコトヲ得ルモノトス
- 十八 同一人ノ會計官吏ニシテ準備購入材料物品ト其ノ他ノ通常物品トヲ併セ保管出納スル場合ニハ出納計算書、帳簿、書類等ハ各別ニ之ヲ調製スルモノトス

附則

本號ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

(様式二葉添)

○ 辭令

海軍主計大佐 稻岡 新
第一課勤務ヲ命ス(海軍省經理局)

海軍主計中尉 村瀬 利直
總務部第二課勤務ヲ命ス(海軍航空本部)

- | | | |
|---|--------|--------|
| 同 | 海軍中佐 | 佐藤 佐 |
| 同 | 同 | 鈴木 忠良 |
| 同 | 同 | 廣岡 忠男 |
| 同 | 同 | 寺嶋 昌善 |
| 同 | 同 | 木田 達彦 |
| 同 | 同 | 岡 三知夫 |
| 同 | 同 | 時永 縫之助 |
| 同 | 同 | 林田 綱雄 |
| 同 | 同 | 皆川 延利 |
| 同 | 同 | 小田切 政徳 |
| 同 | 海軍少佐 | 澁谷 龍稗 |
| 同 | 同 | 櫻 義雄 |
| 同 | 同 | 魚住 頼一 |
| 同 | 同 | 岩城 繁 |
| 同 | 海軍機關大佐 | 保賀 紀六 |
| 同 | 海軍機關中佐 | 熱田 佐太郎 |
| 同 | 海軍機關少佐 | 森下 陸一 |
| 同 | 同 | 赤尾 勝 |
| 同 | 同 | 今井 平八郎 |

(各通)

海軍軍醫中佐 有馬 玄
 海軍主計中佐 前川 宗太郎
 海軍用語調査委員會臨時委員ニ指定ス(謂海軍用語
 調査委員會委員長)

○ 雜 款

○代將旗掲揚
 第六潜水戦隊司令官ハ五月二日代將旗ヲ長鯨ニ掲揚セ
 リ

○郵便物發送先
 當隊宛郵便物發送先ニ關シテハ自今左記ニ依ラレ度

第二十二航空戦隊司令部宛ノモノハ
 記 佐世保郵便局經由第六海軍軍用郵便所氣付

元山海軍航空隊(本隊)宛ノモノハ
 海軍松貞部隊(軍事郵便)

同

美幌海軍航空隊(本隊)宛ノモノハ
 海軍伊澤部隊(軍事郵便)

同

海軍近藤部隊(軍事郵便)

海軍辻橋部隊宛

自今

佐世保郵便局氣付
 海軍尾崎部隊(軍事郵便)

○事務所撤去
 谷風艦裝具事務所ヲ四月二十五日撤去セリ

○特技兵(假稱)銓衡筆答試験問題發送

第四回機關術 掌機術 掌內火術 專修特技兵(假稱)銓衡筆
 答試験問題

右四月二十三日左記ノ通發送濟、未着ノ向又ハ別ニ必
 要ノ向ハ至急御通知相成度

記

一、單獨試驗施行豫定ノ各部ニハ直送セリ

一、聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部第一課長宛送付

一、聯合試驗參加豫定ノ艦船ニシテ行動豫定變更ノ爲

聯合試驗參加不能ノ向ニ對スル分トシテ前記諸官宛
 單獨試驗用若干部送付シ置ケリ

(海軍工機學校)

○特務艦石廊行動豫定變更(三月十二日
 本欄參照)

三月二十一日吳着ヲ削除

○特務艦石廊行動豫定

着

地名

四月二十四日 發

海軍公報(部内限) 第三千七百八十二號

昭和十六年五月一日

五三七

海軍公報(部内限)第三千七百八十二號

昭和十六年五月一日

五三八

タ
ラ
カ
ン
横須賀市
四日市
吳桑港
吳日港

五月十一日
五月十六日
五月二十一日
五月二十五日
六月八日
六月十日

六月二十三日
六月二十七日
七月三日
七月十日

1266

(別表)

(昭和十六年五月一日海軍公報(部内限))

準備購入材料物品出納命令官	準備購入材料物品會計官吏
經理局第四課長	經理局第四課局員
備考	
一 會計官吏ハ出納命令官之ヲ命免シ其ノ旨報告スベシ	
二 分任會計官吏ヲ置ク必要アルトキハ出納命令官之ヲ命ジ其ノ旨報告スベシ之ヲ免ジタルトキ亦同ジ	
三 取扱主任ヲ置ク必要アルトキハ廳長部下判任官以上ニ之ヲ命ジ會計官吏ニ其ノ旨通知スベシ之ヲ免ジタルトキ亦同ジ	

1267

○ 艦船所在

指▲印△ハホニノ
指定ヲ要セズ

○五月一日午前十時

【横須賀】

春日▲、劍崎▲、瑞穂▲、長門、愛宕、
五十鈴、迅鯨、山城、嚴島、沖島、
龍驤

澤風、野分

伊三、伊七、伊八、伊九、伊一五、
伊一六、伊一七▲

宗谷、攝津

翔鶴▲、(津輕)▲、(伊二三)▲、(伊三三)▲、
(伊三七)▲

【長浦】

國後▲、多摩▲、
沖風▲、沙風、帆風、萩風

呂六二、呂六一、呂六八、伊一、伊二、
伊四、伊五、伊六▲、伊二〇、伊一八、
伊二二▲、伊七五▲、伊一二四、
伊二二三

掃六、掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、
驅潜一、驅潜二、驅潜三、驅潜一五▲、
驅潜一三▲、驅潜一四▲、
哨一▲、哨二▲

【石川島】

荒潮

【横濱】

夕張、口香取▲、
大湖、朝潮、満潮

【浦賀】

香椎▲、(筑紫)▲、
(濱風)▲、(秋雲)▲

【館山】

【四日市】

尻矢、
伊五二、哨三四▲、哨三五▲

【青森】

石垣、
若竹、浅間▲、八雲▲、大鯨▲、鳳翔、千代田、
青葉、鈴谷、最上、鬼怒、初鷹、白鷹、
鹿島、長鯨

【真岡】

矢風、夏潮、不知火、霞、伊吳竹、早苗

【吳】

呂五七▲、呂五八▲、呂五九▲、伊五三▲、
伊五四▲、伊五五▲、伊五六▲、伊五七▲、
伊五八▲、伊七〇、伊六八▲、伊六九▲、
伊七一、伊七二、伊七三、伊七四▲、
伊一三三▲

【神戶】

瑞鶴▲、(伊一〇)▲、(伊一九)▲、(伊二二)▲、
(伊二五)▲、(伊三一)▲、(伊良湖)▲、
吹雪、
伊六〇

【大阪】

球磨、
問宮、明石、樫野、室戸、
(日進)▲、(伊二七)▲、(伊三五)▲

【玉】

瑞鶴▲、(伊一〇)▲、(伊一九)▲、(伊二二)▲、
(伊二五)▲、(伊三一)▲、(伊良湖)▲、
吹雪、
伊六〇

海軍公報(部内限)第三千七百八十二號

昭和十六年五月一日

五三九

【德山】

妙高

驅潛五一、驅潛五二、驅潛五三

哨三一、哨三二、哨三三

【舞鶴】

吾妻、大井、長良、蒼鷹、天龍、龍田、神威、木曾

薄雲、秋風、太刀風、羽風

呂六三、呂六四

驅潛四、驅潛五、驅潛六、驅潛一〇、驅潛一一、驅潛一二

哨三六、哨三七

(夕雲)

【佐世保】

金剛、榛名、千歲、加賀、八重山、常磐、由良、那智、羽黑、北上

峯風、追風、疾風、夕風、朝風、睦月、如月、望月、彌生

呂三〇、呂三一、呂三二、呂三三、呂三四、呂六〇、呂六五、呂六六、呂六七、伊五九、伊六一、伊六二、伊六四、伊六五、伊六六

驅潛七、掃八、掃九、掃一〇、掃一一、掃一二、掃一六

哨三八、哨三九

敷島、早霜、佐多、鶴見、野島

(伊二四)、(伊二九)、(伊三九)

【作業地】出雲、安宅、橋立、二見、伏見、比良、熱海、鳥羽、勢多、堅田、保津、隅田、足柄、八丈、占守、嵯峨、名取、磐手、能登呂、勝力、蒼龍、飛龍、瑞鳳

【航海中】

襟裳 (四月二十七日桑港發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

宇治 (四月三十日大阪發—吳)

(部 内 限)

海軍公報

(部内限)第三千七百八十三號

海軍大臣官房

昭和十六年五月二日(金)

○令 達

官房機密第三七九九號

昭和十六年五月一日

内令提
要登載

海軍大臣

各鎮守府司令長官殿

練習艦艇配當ノ件中改正ノ件訓令

昭和十五年官房機密第七四三號別表中左ノ通改正ス
海軍砲術學校乃至横須賀海軍航空隊ノ項中「第九潜水隊」ヲ、海軍潜水學校ノ項中「第十三潜水隊、」ヲ
削ル

(昭和十五年十一月十五日海軍公報(部内限)参照)

官房機密第三八〇一號

昭和十五年官房機密第六七八六號中左ノ通改正ス

昭和十六年五月一日

海軍大臣

第三艦隊 吳鎮守府

ヲ

第三艦隊 吳鎮守府

第一潜水戦隊 横須賀鎮守府

ニ改ム

(昭和十五年十月十五日及同十六年四月十日本欄参照)

○辭 令

若林 忠

海軍軍醫學生ヲ免ス(海軍省)

海軍主計中尉 塚越 賢哉

(各通)

同 澤田 直久

第四課勤務ヲ命ス(海軍省經理局)

○雜 款

○將旗復歸

第三遣支艦隊司令長官ハ四月二十九日將旗ヲ磐手ヨリ

海軍公報(部内限)第三千七百八十三號

昭和十六年五月二日

五四一

1272

青島方面特別根據地隊ニ復歸セリ

○旗艦變更
第十一航空戰隊司令官ハ四月二十九日旗艦ヲ千歳ニ變更セリ

○司令水雷艇復歸
第十一水雷隊司令ハ四月二十九日司令水雷艇ヲ雉ヨリ雁ニ復歸セリ

1273

○艦船所在

相定ヲ要セズ

○五月二日午前十時

【横須賀】

春日▲、劍埼▲、瑞穂▲、長門、愛宕、
五十鈴、迅鯨、山城、殿島、沖島、
夕張

澤風、野分

伊三、伊七、伊八、伊九、伊一五、
伊一六、伊一七▲

宗谷、攝津

翔鶴▲(津輕)▲(伊二三)▲(伊三三)▲
伊三七▲

【長浦】

國後▲、多摩▲
沖風▲、帆風、萩風、大湖

呂六二、呂六一、呂六八、伊一、伊二、
伊四、伊五▲、伊六▲、伊二〇、伊一八、
伊二二▲、伊七五▲、伊一二四、
伊二二三

掃六、掃一、掃二、掃三、掃四、掃五
驅潜一、驅潜二、驅潜三、驅潜一五▲
驅潜一三▲、驅潜一四▲

哨一▲、哨二▲

【石川島】

荒潮

【横濱】

朝潮、満潮

【浦賀】

(香椎)▲(筑紫)▲
(濱風)▲(秋雲)▲

【館山】

海軍公報(部内限) 第三千七百八十三號

昭和十六年五月二日

五四三

【大湊】

伊五二
哨三四▲、哨三五▲

【青森】

石垣、大泊

【真岡】

若竹、淺間▲、八雲▲、大鯨▲、鳳翔、千代田、
青葉、鈴谷、最上、鬼怒、初鷹、白鷹、
鹿島、長谷、宇治

矢風、夏潮、不知火、霞、伊吳竹、早苗

呂五七▲、呂五八▲、呂五九▲、伊五三▲
伊五四▲、伊五五▲、伊五六▲、伊五七▲
伊五八▲、伊七〇▲、伊六八▲、伊六九▲

伊七一、伊七二、伊七三、伊七四▲
伊一二三▲

掃一三、掃一四、掃一五、掃一六、
驅潜七、驅潜八、驅潜九

哨四六▲

【大阪】

問宮、明石、室戸
球磨▲(日進)▲(伊二七)▲(伊三五)▲
吹雪▲

【神戸】

舞風▲
伊一二一▲

【玉】

瑞鶴▲(伊一〇)▲(伊二一)▲(伊二五)▲
伊三一▲(伊良湖)▲
初雪、白雪

【佐伯】

伊六〇
驅潜五一、驅潜五二、驅潜五三

【舞鶴】

哨三一、哨三二、哨三三
吾妻、大井、口長良、蒼鷹、天龍、龍田、
神威、木曾

薄雲

呂六三、呂六四

驅潛四、驅潛五、驅潛六、驅潛一〇、
驅潛一一、驅潛一二

哨三六、哨三七

(夕雲)

【佐世保】

金剛、榛名、加賀、八重山、常磐、
山良、那智、羽黑、北上、能登呂

峯風、追風、疾風、夕風、朝風、
夕風、如月、望月、彌生、朝顔、芙蓉

呂三〇、呂三一、呂三二、呂三三、
呂三四、呂六〇、呂六五、呂六六、
呂六七、伊五九、伊六一、伊六二、
伊六四、伊六五、伊六六

掃七、掃八、掃九、掃一〇、掃一一、
掃一二

驅潛一六

哨三八、哨三九

敷島、早鞆、佐多、鶴見、野島

(伊二四)、(伊二九)、(伊三九)

出雲、安宅、橋立、二見、伏見、比良、
熱海、鳥羽、勢多、堅田、保津、岡田、
足柄、八丈、占守、嵯峨、名取、磐手、
勝力、蒼龍、飛龍、瑞鳳、駒橋、
赤城、陸奥、日向、伊勢、扶桑、
比叡、霧島、加古、衣笠、古鷹

【作業地】

伊二四、伊二九、伊三九

【航海中】

襟裳 (四月二十七日桑港發一吳)

磯風、浦風 (四月三十日作業地發一吳)

神風、野風、波風、沼風 (一日室蘭發一太湊)

檜野 (一日吳發一長崎)

尻矢 (一日四日市發一佐世保)

伊一九 (一日神戶發一橫須賀)

秋風、大刀風、羽風 (一日舞鶴發一作業地)

阿武隈、川内、高雄、摩耶、鳥海、
妙高、熊野、三隈、利根、筑摩、
神通、那珂、千歲、龍驤、
栗、梅、連、刈萱、春風、朝風、旗風、
松風、文月、皐月、水無月、長月、
菊月、夕月、卯月、三月月、響、曉、
雷、電、潮、臘、曙、若葉、初霜、
初春、子日、有明、白露、夕暮、時雨、
白雲、東雲、叢雲、綾波、浦波、磯波、
敷波、夕霧、天霧、狹霧、朝霧、早潮、
親潮、黑潮、雪風、初風、天津風、時津風、
霞、陽炎、夕立、五月雨、村雨、春雨、
朝雲、山雲、峯雲、夏雲、海風、江風、
山風、涼風、谷風、夕風、沙風、
真鶴、初雁、友鶴、千鳥、
掃一七、掃一八
石廊、隱戶、鳴戸、朝日、知床

(部 内)



海軍公報

(部内限) 第三千七百八十四號

昭和十六年五月三日(土)

海軍大臣官房

○令 達

官房機密第八五七號ノ四
昭和十七年官本機密第八五七號ニハハニ號
 海南警備府司令部ノ給與及其ノ他ノ經費支拂ハ海南海軍經理部部長ヲシテ之ヲ掌理セシム
 昭和十六年四月十日
 海軍大臣

官房第二三五〇號
 昭和十六年度士官、特務士官、准士官(召集中ノ豫備)

官 別	期 日	調 製 期 日	任用進級候補名簿 調製官ニ進達期日	在籍鎮守府司令長官 ニ進達(移牒)期日	海軍大臣ニ 進達期日
士 官	官	六月二十一日	七月五日		七月十五日
特 務 士 官	官	七月十六日		七月二十五日	
一 等 下 士 官	官	八月一日		八月十五日	
二、三 等 下 士 官	兵	八月一日		八月十五日	

師範學校卒業以外ノ者
 ニシテ下士官任用資格
 ラ有スル者

役准士官以上ヲ含ム)ツ考課表、拔擢名簿、候補名簿
 及昭和十六年後期下士官、兵(召集中ノモノヲ含ム)
 ノ任用進級試験、考課表、拔擢名簿、兵進級決定候補
 名簿ハ左ノ各號ニ依リ取扱フベシ
 昭和十六年五月三日
 海軍大臣

一、定期考課表ハ海軍考課表規則第四條ノ規定ニ拘ラ
 ズ左ノ期日ニ於テ之ヲ調製、進達及移牒スルモノト
 ス

海軍公報(部内限) 第三千七百八十四號 昭和十六年五月三日

五四五

二、拔擢名簿及候補名簿ハ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ通取扱フモノトス但シ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ルトキハ任用進級資格ヲ有スルモ本號ニ依ル取扱ノ結果之ヲ失フ者ニ對スル實役停年計算期日ニ關シテハ此ノ限

ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ本號所定ノ拔擢名簿調製期日現在ノ勤務ガ海軍武官任用進級取扱規則第四條ノ規定ニ依ル實役停年計算期日迄繼續スルモノトシテ實役停年ヲ計算シ拔擢名簿及候補名簿ニ其ノ旨附記スルモノトス

任用進級 セシムベキ官種	期日期限	實役停年		拔擢名簿		候補名簿調製官ニ 進達(移牒)期限		海軍大臣ニ 進達期限	
		計算期日	年	調製期日	日	進達期日	日	進達期日	日
佐官	尉官	六月二十日		六月二十一日	七月五日	七月十五日			
特務士官	士官	七月十五日		七月十六日	七月二十五日	九月一日			
准士官	士官	七月三十一日		八月一日	八月十五日				
下士官	士官	七月三十一日		八月一日	八月十五日				

(師範學校卒業者ヲ除ク)

三、所轄長ハ海軍兵進級規則第九條第一項ノ規定ニ拘ラズ本年八月一日現在ノ部下二等兵及三等兵ニシテ進級ニ必要ナル實役停年(實役停年計算期日ヲ七月三十一日トス)ヲ有シ進級試験ニ合格シタル者ニ勤務評點ヲ付與シ此ノ評點ト試験成績、性格、技能、品行等トヲ參酌シテ兵進級決定候補名簿ヲ調製シ同條第三項ノ區分ニ依ル候補者ノ員數ヲ八月十五日迄ニ在籍鎮守府司令長官ニ報告スルモノトス但シ九月

一日ニ於テハ進級資格ヲ有スルモ本號ニ依ル取扱ノ結果之ヲ失フ者ニ對シテハ八月一日現在ノ勤務ガ九月一日迄繼續スルモノトシテ實役停年(實役停年計算期日ヲ八月三十一日トス)ヲ計算シ兵進級決定候補名簿ニ之ヲ登載シ其ノ旨附記スルモノトス
四、海軍下士官兵進級試験規則第三條ノ規定ニ依リ本年九月ニ於テ施行スベキ任用進級試験ハ八月ニ繰上テ施行(所轄長ハ八月ニ試験ヲ施行シ難シト認ムル

トキハ所屬長官ノ認可ヲ受ケ便宜施行スルコトヲ得)スルモノトス但シ支那事變ニ直接關係シ作戦行動上已ムヲ得ズ之ヲ施行シ難キ場合ニ限リ所屬長官ノ認可ヲ受ケ便宜行ハシメザルコトヲ得

五、召集中ノ豫備士官ノ考課表取扱ハ第一號ニ準ズ

○通牒

官房第二三五一號

昭和十六年四月一日

記

海軍省 副官

關係各廳長殿

定期航空便海軍指定座席使用ニ關スル件
通知

昭和十五年官房第六六五四號、同官房第一八六〇號及同官房第二一六八號竝ニ昭和十三年官房第六四七二號ニ依ル大日本航空株式會社經營定期航空便指定座席ハ自昭和十六年四月三十一日期間契約繼續セラレ又左記ノ通追加契約セラレ候

塔乘區間	經由地	一ヶ月借上座席數	單價	管制應	座席使用	記	事
自盛北 至盛谷 上下便共	海口	一六	六四五〇〇	冀北佛印及泰國ニ於テハ所在々勤ノ海軍武官 廣東海口ニ於テハ支那方面艦隊司令部ノ定ムル所ニヨル	定期便二日海(山)發當日ヲ除キ)迄 管制應ニ照會シ座席ノ指定ヲ受ケルモノトス	各航路上下便共各二席宛海軍ニ供スルモノトス	
同 右	西貢	一六	六四五〇〇				
自河内 至盤谷 上下便共	直行	二四	三八〇〇〇			下り便(月、水、土)上り便(日、火、金)各一席宛海軍ニ供スルモノトス	

經機密第三六〇號

昭和十六年四月一日

海軍省 經理局長

關係各廳長殿

統制契約ニ關スル件通牒

首題ノ件別表ノ通契約締結致候條該當品ハ本契約ニ依リ處理相成度
追テ契約書ハ所要ノ向ニ別途配付ス

海軍公報(部内限)第三千七百八十四號

昭和十六年五月三日

五四七

(別表添)

○ 辭 令

遞信局事務官 草壁 經雄

第六海軍軍用郵便所長ヲ免ス(同日海軍省)

海軍法務官 尾畑 義純

高等軍法會議檢察官ヲ命ス

同 島田 清

東京軍法會議檢察官ヲ命ス

同 潮見 茂樹

海軍法務官試補實務修習試驗委員長ヲ免ス

同 尾畑 義純

海軍法務官試補實務修習試驗委員長ヲ命ス

同 島田 清

海軍法務官試補實務修習試驗委員ヲ命ス

海軍省法務局長 尾畑 義純

(各通)

海軍司法事務官 島田 清

思想調査委員會委員ヲ命ス

海軍省法務局長 尾畑 義純

(各通)

海軍司法事務官 島田 清

海軍懲罰令改正委員會委員ヲ命ス

文官普通懲戒委員ヲ免ス

海軍法務官 尾畑 義純

文官普通懲戒委員ヲ命ス(同日同)

同 島田 清

○ 雜 款

○將旗移揚

第五戰隊司令官ハ五月一日將旗ヲ妙高ニ移揚セリ

○將旗復歸

第六根據地隊司令官ハ四月二十七日將旗ヲ陸上廳舎ニ復歸セリ

○司令驅逐艦一時變更

第四驅逐隊司令ハ四月二十八日司令驅逐艦ヲ一時風ヨリ萩風ニ變更、同日復歸セリ

○郵便物發送先

當隊宛書類ハ左記ニ依リ發送相成度

尙當隊各艦ニ關係アル書類ニシテ急ヲ要スルモノハ寫各艦ニ直送ヲ得度

記

司令、隊機關長宛

軍醫長、主計長宛

秋風

太刀風

(第三十四驅逐隊)

○練習生採用試験問題發送

第七十二期高等科水雷術
第七十一期高等科機雷術機雷
第六期高等科機雷術水中測的
發送

練習生採用試験問題

右四月二十五日左記ノ通發送濟、未着ノ向及別ニ必要
ノ向ハ海軍水雷學校ヘ至急御通知相成度

記

一、單獨試驗施行豫定ノ各部ニハ直接、聯合試驗用ハ
各海軍人事部及各要港部(馬公ハ防備隊)宛送付セ

二、聯合試驗參加豫定ノ艦船ニシテ行動豫定變等ノ爲
聯合試驗參加不能ノ向ニ對スル分トシテ前記宛單獨
試驗用問題若干部送付シアリ

(海軍水雷學校)

(海軍機雷學校)

○練習生試験問題ニ關スル件照會

本艦役務行動ノ關係上首題試験ハ概ネ單獨實施ノ豫定
ニ付成可ク早目ニ直送方取計相成度

(軍艦石垣)

當隊當分ノ間行動ノ關係上首題試験ハ各艦單獨實施ノ
豫定ニ付各艦別ニ送付方取計相成度

尙行動不確定ニ付早目ニ御送付ヲ得度

(第三十四驅逐隊)

○特務艦野島行動豫定中一部變更

地名 着

吳 五月二十九日
光 五月三十一日
西 六月三日
佐世保

發

五月二十九日
五月三十一日
六月二日

(別表)

統制契約締結一覽表

(昭和十六年五月三日海軍公報(部内限))

統制契約番號	契約品名	請負者	契約締結月日	契約期間
一六經契第一三六號	復水器 織目無黃銅管 (更改)	株式會社 神戶製鋼所	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一三四號	復水器 アルミブラス管 (更改)	株式會社 神戶製鋼所	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一三三號	復水器 アルブラック管 (更改)	住友金屬工業株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一二二號	十三耗以上振鋼 (更改)	不二越鋼材工業株式會社 株式會社 神戶製鋼所 株式會社 神戶製鋼所 日本特殊鋼株式會社 大華工具株式會社 合名會社 宇都宮製作所	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一二二號	十三耗以下振鋼 (更改)	株式會社 齋藤ツキストドリル製作所 合名會社 宇都宮製作所 株式會社 神戶製鋼所	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一一八號	タルビン翼材 (更改)	日本特殊鋼株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇四號	冷質引拔機目無鋼管 (更改)	住友金屬工業株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇七二號	洋蠟 タイヤ及チユーブ	日本油脂株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇七五號	洗濯石鹼	ブリッヂストーンタイヤ株式會社 横濱護謨製造株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇七〇號	洗滌石鹼	合名會社 金谷石鹼製造所	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇五五號	グリセリン	日本油脂株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
十五經契第一〇八號ノニ	自動車部分品	日本自動車工業株式會社 トヨタ自動車工業株式會社 東京自動車工業株式會社 日本内燃機株式會社	一六—三—三 (更改)	自一五—一—〇 至一七—三—三
一六經契第一〇三五號	膠寫版及附屬品類	堀井新治郎	一六—三—一	自一六—三—一 至一七—三—三
一六經契第一〇三八號	セメント	セメント共販株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇二七號	アスファルト	東洋石油株式會社 小倉石油株式會社 日本ソリデテント株式會社 早山石油株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇三二號	體溫計	株式會社 柏木驗器製造所 仁丹體溫計株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇一六號	透寫布	日本クロス工業株式會社 東洋クロス株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇二〇號	カーバイト	三井物産株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三
一六經契第一〇二七號	アスファルト	淺野物産株式會社 合名會社 三友商會 東洋商工石油株式會社 小倉石油株式會社 日本ソリデテント株式會社 早山石油株式會社	一六—四—一	自一六—四—一 至一七—三—三

○艦船所在 △印ハ「ハホ」指定ヲ要セス

○五月三日午前十時

【横須賀】春日▲、劍崎▲、瑞穂▲、長門▲、愛宕▲、五十鈴▲、
 迅鯨▲、山城▲、嚴島▲、沖島▲、夕張▲、伊三▲、伊七▲、伊八▲、伊九▲、伊一五▲、伊一六▲、伊一七▲

宗谷
 (翔鶴)▲ (津輕)▲ (伊二三)▲ (伊三三)▲ (伊三七)▲

【長浦】

國後▲
 沖風▲、帆風▲、戸嵐▲、萩風▲、戸大潮▲、野分▲、呂六二▲、呂六一▲、呂六八▲、伊一▲、伊二▲、伊四▲、伊五▲、伊六▲、伊二〇▲、伊一八▲、伊一九▲、伊二二▲、伊七五▲、伊一二四▲、伊一二三▲

戸掃六▲、掃一▲、掃二▲、掃三▲、掃四▲、掃五▲
 戸驅潜一▲、驅潜二▲、驅潜三▲、驅潜一五▲
 戸驅潜一三▲、驅潜一四▲
 哨一▲、哨二▲

【石川島】

荒潮
 (掃一九)▲

【横濱】

戸香取▲
 朝潮、滿潮
 (香椎)▲ (筑紫)▲

【浦賀】

(濱風)▲ (秋雲)▲

【大湊】

石垣

戸神風、野風、波風、沼風

【真岡】

若竹
 浅間▲、八雲▲、大鯨▲、鳳翔▲、千代田▲、青葉▲、鈴谷▲、最上▲、鬼怒▲、初鷹▲、白鷹▲、矢鹿島▲、長鯨▲、宇治▲

戸鹿島、夏潮、不知火、霞、戸吳竹、早苗、呂五七▲、呂五八▲、呂五九▲、伊五三▲、伊五四▲、伊五五▲、伊五六▲、伊五七▲、伊五八▲、伊七〇▲、伊六八▲、伊六九▲、伊七一▲、伊七二▲、伊七三▲、伊七四▲、伊一二三▲

戸掃一三▲、掃一四▲、掃一五▲、掃一六▲、戸驅潜七▲、驅潜八▲、驅潜九▲、哨四六▲、間宮、明石、室戸、隠戸、(日進)▲ (伊二七)▲ (伊三五)▲

【大阪】

吹雪

【神戸】

(舞風)▲
 伊一一▲
 (瑞鶴)▲ (伊一〇)▲ (伊二一)▲ (伊二五)▲ (伊三一)▲ (伊良湖)▲ (伊四一)▲

【玉】

初雪、白雪
 伊六〇

【佐伯】

驅潜五一、驅潜五二、驅潜五三

【舞鶴】

哨三一、哨三二、哨三三
吾妻▲、大井▲、長良、蒼鷹、天龍、龍田、
神威、木曾
薄雲▲

呂六三、呂六四
驅潜四、驅潜五、驅潜六、驅潜一〇、
驅潜一一、驅潜一二

哨三六▲、哨三七▲

(夕雲)▲

【佐世保】

金剛▲、榛名▲、加賀、八重山▲、常磐、
由良、那智、羽黑、北上、能登呂

峯風▲、追風、疾風、夕風、朝風、
睦月、如月、望月、彌生、朝顔、芙蓉

呂三〇▲、呂三一▲、呂三二▲、呂三三、
呂三四、呂六〇、呂六五、呂六六、
呂六七、伊五九▲、伊六一、伊六二、
伊六四▲、伊六五▲、伊六六▲

掃七、掃八、掃九、掃一〇、掃一一、掃一二、
驅潜一六

哨三八▲、哨三九▲

敷島▲、佐多

(伊二四)▲、(伊二九)▲、(伊三九)▲

【長崎】

【タラカン】

【作業地】

石廊、樫野
出雲、安宅、橋立、二見、伏見、比良、
熱海、鳥羽、勢多、堅田、保津、隅田、
足柄、八丈、占守、嵯峨、名取、磐手、
勝力、蒼龍、飛龍、瑞鳳、駒橋

【航海中】

襟裳(四月二十七日桑港發一吳へ)
磯風(四月三十日作業地發一吳へ)

尻矢(二日四日市發一佐世保へ)
秋風(二日舞鶴發一作業地へ)

多摩(一日長浦發一父島へ)
早瀬(一日佐世保發一德山へ)

野鳥(二日佐世保發一吳へ)
鶴見(二日佐世保發一舞鶴へ)

赤城、陸奥、日向、伊勢、扶桑、
比叡、霧島、加古、衣笠、古鷹、
阿武隈、川内、高雄、摩耶、鳥海、
妙高、熊野、三隈、利根、筑摩、
神通、那珂、千歳、龍驤、
栗、梅、遠、刈萱、春風、朝風、旗風、
松風、文月、阜月、水無月、長月、
雷、電、潮、朧、曙、若葉、初霜、
初春、子日、有明、白露、夕暮、時雨、
白雲、東雲、叢雲、綾波、磯波、
敷波、夕霧、天霧、狹霧、朝霧、早潮、
親潮、黒潮、雪風、初風、天津風、時津風、
朝雲、山雲、峯雲、夏雲、海風、
山風、涼風、谷風、夕風、沙風、
鶴、鴻、集、鴨、雁、雉、鳩、鷺、
真鶴、初雁、友鶴、千鳥、
掃一七、掃一八、
鳴戸朝日、知床、攝津

(部 内 限)

海軍公報

(部内限) 第三千七百八十五號

海軍大臣官房

昭和十六年五月五日(月)

○ 令 達

官房機密第三八九八號

昭和二年勅令第三百八十一號ニ依リ同十四年五月五日任用セラレタル海軍主計科士官ハ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第五條竝海軍武官服役令第三條第一項第一號ニ依リ當分ノ間服役期間ヲ延長ス

昭和十六年五月四日

海軍大臣

○ 通 牒

官房第二三八四號

昭和十六年五月五日

海軍次官

各 應 長 殿

從軍加算及擾亂地勤務加算ニ關スル件通牒

昭和十三年官房第三二七四號中第二ノ一「三」ヲ「四」ニ、「四」ヲ「五」ニ改メ「二」ノ次ニ左ノ如ク追加シ昭和十三年九月三日以後適用セラレ候

(三) 海軍徵用船舶(特設艦船ヲ除ク)ノ警戒隊員トシテ派遣セラレ戦地ニ於テ職務ニ服シタル者(海軍徵用船舶ニ派遣セラレ警戒隊員ニ準ジ戦地ニ於テ職務ニ服シタル者ヲ含ム)

官房第二三八五號

昭和十六年五月五日

海軍省副官

各 應 長 殿

防諜週間實施ニ關スル件申進

首題ノ件防諜委員會ノ主唱ニ依リ別紙要綱ノ通實施ノコトト相成候處各部ニ於テハ概ネ左記ニ依リ實施ノコトニ定メラレ候

記

一、週間中適宜防諜講話ヲ行フ(講話資料別冊ノ通)

海軍公報(部内限) 第三千七百八十五號

昭和十六年五月五日

五五三

- 二、自體防諜措置ヲ檢討シ缺陷ヲ發見セバ速ニ之ヲ是正ス
- 三、防諜映畫ノ實施、防諜標語募集等防諜思想涵養ニ資スベキ行事ヲ適宜實施ス

(別紙)

防諜週間實施要綱

- 一、趣旨 一般國民に對し防諜思想を普及徹底せしむると共に各方面に於ける防諜の實踐を指導訓練し以て我國防諜體制の完璧を期するに在り
- 一、主體 各官廳公衙及其の附屬團體とす(中央防諜委員會計畫)
- 一、期間 五月十二日より一週間とす
- 一、行事 左の各事項中官公衙及各種團體に於て適宜選擇實施するものとす
 - (一) ラヂオ放送
 - イ、講演 中央に於ては五月十二日夜内務次官(防諜委員會々長)之を行ふ
 - ロ、その他(適宜)

(二) 週報、寫眞週報の特輯號發行

情報局に於ては五月十四日發行の週報及寫眞週報を防諜週間特輯號として發行し防諜思想普及徹底の資料とす

(三) 新聞記事の指導

情報局に於ては週間中の新聞紙に防諜に關する記事讀物を掲載せしめ防諜思想の啓發宣傳の資料とす

(四) 官廳公衙に於ける防諜措置の整備各官

公衙に於ては其の職員に對し執務上必要なる防諜的注意を喚起すると共に書類統計圖表等の作成又は取扱方法を再檢討し警備規定、設備等に於て防諜上の缺陷なきや否やを調査しこの際防諜措置の整備を圖るものとす

(五) 講演會、映畫會、座談會、パンフレツト輪讀會等の開催

- イ、各官公衙 各省
- ロ、警防團 内務省
- ハ、官公私立諸學校 文部省
- ニ、工場及事業場 厚生省
- ホ、各種團體 各省

へ、隣組常會

内務省

(註) 講演會輪讀會の資料は中央防諜

委員會より配布の見込

(六) 寫真出版物其の他の一齊取締、煙突屋

上等の標示文字消去運動の徹底等 (既定方針を徹底すること)

(七) 各郵便局に於ては防諜標語入刻印使用
ポスター、パンフレットの配布

(八) 經費 總てその廳及團體の負擔たるものとす

一、外地に於ても前各項に準じ本週間運動を實施するものとす

(參考)

官公衛防諜措置標準

一、全職員に對し防諜觀念を涵養すること

高等官以下雇傭員に至る全員に對し防諜の意義及その必要性を説き防諜關係法規に通曉せしめ特に無意識による反防諜行爲及善意の行爲と雖もその逆効果が反防諜的に陥ることの注意を促し防諜意識の高揚に努むること

二、防諜に關する組織を整へること

各局課に防諜主任者を定めその室に於ける防諜について全責任を負はしむること及非常警備規程を平素よく徹底せしめ置くこと

三、職員の監督を強化すること

採用時の身元調査は勿論奉職中と雖も時々身上調査又は家庭調査をなし言動交友等に注意することとし特に印刷工員、雇傭員、タイピスト等には注意すること

四、防諜規程を整へること

防諜上必要なる規程を整へて秘密洩洩の根元を閉ぢその實行の適正を圖ることとしその規程には概ね左の事項を定むること

イ、面會申込書に所定の記載を爲さしめたる上通行を許し成る可く應接室にて面會せしむること

ロ、行商人には一定の證を携行せしめ時折身元調査を爲すこと

ハ、應員には一定の記章を佩用せしめ一見應員たることを明かならしむること

ニ、書類の作成保存取扱に付ては機秘密文書取扱規程(企畫院制定)を勵行すること

ホ、紙屑反古類は鍵の完全なる容器に收め防諜主任

者立會の上焼却するか又は再製釜に入るまで
看守すること

へ、室内(殊に會議散會後等)及各自の机上を常に
整頓する如く注意をなすこと

ト、電話機の故障により混線を招來せざるやう注意
し必要により電話用ボックスを備へて通話の内容
の漏洩を防止すること

チ、當直員及門守衛の勤務を嚴格に監督すること
(別冊防諜講演資料ハ後送ス)

恩第一二二號

昭和十六年五月五日

海軍省人事局長

各廳長殿

恩給年敘勳年加算ニ關スル件申進

本年官房第二三八四號ヲ以テ改正セラレタル昭和十三
年官房第三二七四號第二ノニ(三)該當者ノ事務取扱方
左記ノ通取計相成度

追テ第三括弧内「警戒隊員ニ準シ戰地ニ於テ職務ニ
服シタル者」トハ警戒隊員ノ乗船シアル船舶ニ派遣
セラレ補給連絡等ニ從事スル者ヲ指稱スルコトト了

知相成度

記

一、派遣元所轄長ハ警戒隊員ノ戰地行動毎ニ別紙様式
ノ名簿ヲ作製シ海軍省人事局長宛十通、在籍鎮守府
ノ海軍人事部長宛二通送付ノコト

本通牒發布前ノ該當者ニ付テハ一括名簿ヲ作成シ本
年五月三十日迄ニ送付ノコト

二、敍勳具申書又ハ恩給請求書ニ添附スル履歷書ノ記
載方左ノ例ニ依ルコト

(イ) 敍勳具申書ニ添附スル履歷書

年 月 日 徵用船何丸ニテ南支方面戰地戰
務

(ロ) 恩給請求書ニ添附スル履歷書

年 月 日 佐世保發 南支方面戰地戰務
(徵用船何丸派遣員)
佐世保海兵團

年 月 日 佐世保へ歸着
(別紙添)

艦本第八號ノ二三〇六

昭和十六年五月五日

海軍艦政本部長

關係各廳長殿

艦艇ニ造船造兵修理材料供給ノ件中改正ノ件通牒

昭和十五年二月五日艦本第一八八三號首題ノ件別表中敷設艦及特務艇ノ項ヲ左記ノ通改正ス

記

艦種	區分	配付豫算年額			
		船體	機關	兵器	計
敷設艦	四千噸以上	一、二〇〇	七〇〇	六〇〇	二、四〇〇
	四千噸未満	五五〇	三〇〇	四〇〇	一、二五〇
特務艇	五百噸以上	四三〇	二〇〇	三〇〇	九三〇
	五百噸未満	二〇〇	一一〇	二二〇	五三〇

備考 本表金額ハ十六年度ヨリ實施ス

○ 辭 令

參千五拾圓 鐵道省技師 佐久間七郎左衛門
 千八百貳拾圓 管材局技師 伊藤 純一
 千八百貳拾圓 內務省技師 星 埜 和
 千六百五拾圓 鐵道省技師 正吉 幸真

(通各)

(通各)

千六百五拾圓	內務省技師	篤 朝太郎
千五百圓		前田 一雄
千四百七拾圓	警視廳技師	吉田 倫恒
千四百七拾圓	東京府土木技師	海 保 亨
千參百五拾圓		橋本 正二
千參百五拾圓		西島 孝次郎
千參百五拾圓		濱口 洪兒
千參百圓	航空局技師	早崎 武夫
千貳百五拾圓		小野 守道
千貳百圓		奥野 喜久雄
千貳百圓		小山 喜一郎
千五百五拾圓		加藤 清
千五百五拾圓		片山 節義
千五百圓		古賀 富五郎
千五百圓		中脇 正一
千五百圓		門田 松龜
千貳百圓		並木 良夫
千貳百圓		野村 英次
千四百四拾圓		寺澤 稻雄

徵用中年額各頭書ノ通ヲ給シ部内限委任官待遇トス (心海軍省)

海軍公報(部内限)第三千七百八十五號

昭和十六年五月五日

五五七

千百五拾貳圓

折田 利

徵用中年額各頭書ノ通ヲ給シ部内限奉任官待遇トス

(三十同)

海軍法務官 金井 重男

高等軍法會議檢察官兼豫審官ヲ命ス

東京軍法會議檢察官兼豫審官ヲ命ス

海軍法務官試補實務修習試驗委員ヲ命ス

海軍司法事務官 金井 重男

海軍懲罰令改正委員會委員ヲ命ス

海軍服制研究調查會委員ヲ命ス

思想調査委員會委員ヲ命ス(以上三十同)

海軍書記 羽成 爲吉

技術部第一課勤務兼第二課勤務第三課勤務ヲ命ス

(五同 海軍航空本部)

海軍造機少佐 景平 一雄

第二課勤務ヲ命ス(四同 海軍省軍需局)

水路部附兼上海海軍 航路部附兼海軍技手 齋藤 平八

主トシテ兼務應ニ於テ服務スヘシ(四同 水路部長)

水路部附兼上海海軍 航路部附兼海軍技手 鈴木 末松

主トシテ兼務應ニ於テ服務スヘシ(三十同)

會計課勤務ヲ命ス(五同 水路部) 三浦 正信

○ 雜 款

○將旗一時移揚
橫須賀防備戰隊司令官ハ五月一日將旗ヲ一時第十五號
驅潛艇ニ移揚セリ

○旗艦指定
第一潛水戰隊司令官ハ五月一日旗艦ヲさんとす丸ニ指
定セリ

○旗艦變更
第二潛水戰隊司令官ハ五月三日旗艦ヲ伊號第七潛水艦
ヨリ大鯨ニ變更セリ

○司令潛水艦變更
第二十六潛水隊司令ハ五月一日司令潛水艦ヲ呂號第六
十二潛水艦ヨリ呂號第六十一潛水艦ニ變更セリ

○事務所撤去
伊號第十九潛水艦裝具事務所四月二十八日撤去セリ

(別紙)

(昭和十六年五月五日海軍公報(部内限))

徴用船舶派遣隊加算名簿					所轄名		
加算 終始期 (左)(右)	發地名	行先	加算事由	乗船名	所轄	官(職)	氏名
昭和 一四、 一一、 二〇二	佐佐 世保	南支 方面	戰地 戰務	何 (警)丸	佐世 海兵團	一曹	何 某

○ 欄内ハ記載例トス、警戒隊員ニ限リ乗船名ノ欄ニ「(警)」ト記載ノコト